

鹿児島市への転入日が令和6年4月1日以降の方



要保管

移住奨励金申請の流れ

令和6年度の移住奨励金のポイント

- ①定額支給です。
- ②領収書の提出は必要ありません。
- ③移住支援金との併給はできません。

引っ越し前

移住相談室へ転入予定日を連絡する

引っ越し日が決まったら、以下のいずれかでご連絡ください



①入力フォームでの連絡
必要事項をご入力ください⇒



②移住相談室へ電話
099-803-3074
平日8:30~17:15

引っ越し後

『住民票の除票』の発行を依頼する



必ず以下の順でお手続きください

- ①鹿児島市役所で転入手続きをする
- ②引っ越し前の自治体に連絡し、住民票の除票を依頼。郵便で取り寄せる。

よくある質問

Q: 住民票の除票はどこで発行しますか

A: 鹿児島市の前にお住まいだった自治体です。鹿児島市役所では発行できません。

Q: 転出手続きの際に発行できますか。

A: できません（鹿児島市への転入の旨が記載されたものが必要なため）。
鹿児島市へ転入手続きの後に発行してください。

Q: 家族全員分必要ですか。

A: はい。移住されるご家族全員分発行してください。

Q: 住民票の除票に記載が必要な事項は何ですか

A: 必要なもの: 氏名・年齢・続柄
必要ないもの: 本籍・マイナンバー

Q: 住民票の除票は何か所で発行すれば良いですか

A: 以下をご参照ください。

①1ヶ所で発行が必要な方

引っ越し前の
自治体に1年以上
住んでいる

鹿児島市



ここで発行

②複数ヶ所で発行が必要な方

さらに前
の自治体

引っ越し前の
自治体に1年以上
住んでいない

鹿児島市



ここでも発行

ここで発行

お手続き

転入日から**1年以内**に移住相談室にてお手続き



ご持参いただくもの

- ①「かごしま市IJU倶楽部」会員証の写し
 - ②移住元の住民票の除票
 - ③銀行のカード・通帳など振り込み先の分かるものの写し
- ★領収書等の提出は必要ありません。

鹿児島市移住相談室へのアクセス



〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市役所本庁本館3階

民間バス、鹿児島市営バス・市電で「市役所前」下車徒歩1分



ご記入いただくもの（用紙は移住相談室にございます）

- ①鹿児島市移住奨励金申請書
- ②個人情報の取り扱いに関する同意書
- ③暴力団排除に関する誓約・同意書
- ④請求書

★印鑑は必要ありません。

★事前に用紙が必要な方は移住相談室へご連絡ください。

★来庁が難しい場合は、郵送でも受け付けいたします。

メールまたはお電話でお問い合わせください。

お振込み

審査からお振込みまでの流れ



- ①審査終了後、ご自宅に交付決定通知が郵送されます
- ②①の2週間後くらいに指定口座に振り込まれます

注意事項

- ※奨励金の交付申請をしようとする方は、**転入後1年以内**に申請ください。
- ※予算が無くなった時点で**受付を終了**いたします。
- ※奨励金の交付申請は、同一世帯において1回限りとなります。
- ※記載内容は令和6年度のもので、**次年度以降、変更になる可能性**があります。
- ※移住支援金との**併給はできません**。

鹿児島市移住相談室 (地方創生推進室内)

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市役所本庁本館3階
099-803-3074
iju@city.kagoshima.lg.jp

ホームページ



Instagram



Facebook

